

令和6年度第1回大船渡市学校支援活動運営委員会

参 考 資 料

< 頁 >

1	令和6年度家庭教育学級開設要項・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	過去3年間の家庭教育学級実施内容・・・・・・・・・・・・・・	3
3	令和6年度家庭教育学級開催事業（英語スクール）「英語体験教室」実施要項・・・	4
4	令和6年度青少年体験学習事業開設要項・・・・・・・・・・・・	6
5	令和5年度青少年体験学習事業「ステンドグラス制作体験教室」開催要項・・・	8
6	令和6年度青少年体験学習事業「おやこ科学教室」開催要項・・・・・・・・・・	10
7	ふるさと教育講座開設要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
8	令和6年度ふるさと教育講座の実施内容・・・・・・・・・・・・	13
9	大船渡市スクールガード配置事業実施要項・・・・・・・・・・・・	16
10	大船渡市学校支援事業実施要項・・・・・・・・・・・・・・	18
11	令和6年度スクールガード配置事業及び学校支援事業実施状況・・・・・・・・	20
12	大船渡市学校運営協議会規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22

令和6年度家庭教育学級開設要項

1 趣 旨

少子高齢化や人口減少により地域コミュニティの活力が低下し、家庭や地域の教育力の低下が懸念されている。

加えて、情報化の進展等と並行して生活環境が大きく変化している中で、子どもたちの健全な成長を支えていくためには、保護者、学校、地域の連携がますます重要になっている。

こうしたことから、中央公民館、小・中学校、こども園・保育園・幼稚園、PTA、子育て支援団体等の関係団体が連携して、保護者及び地域住民に対し、家庭や地域の教育的役割や子育ての問題等に関する学習機会を提供するため、家庭教育学級を開設する。

2 主 催

大船渡市（担当：協働まちづくり部中央公民館）

3 対 象

- (1) 小・中学校：各学校の児童生徒の保護者、教職員、児童生徒及び地域住民
- (2) こども園・保育園・幼稚園：園児等の保護者、教職員等
- (3) 市内子育て支援団体のイベント参加者

4 実施ローテーション

	小学校及び中学校	こども園、保育園及び幼稚園
R 6	盛小、日頃市小、第一中、 末崎中学校区（末崎小・末崎中）	明和保育園、いかわこども園、 立根こども園、越喜来こども園
R 7	立根小、吉浜小、大船渡中学校区（大船 渡小・大船渡北小・大船渡中）	大船渡保育園、末崎こども園、あかさき こども園、日頃市保育園、綾里こども園
R 8	猪川小、越喜来小、 東朋中学校区（赤崎小・綾里小・東朋中）	盛こども園、海の星幼稚園、 蛸ノ浦保育園、吉浜こども園

※ 実施予定外の小・中学校やこども園等においても、希望がある場合は、予算の範囲内で実施を可能とする。

※ 大船渡中学校と末崎中学校統合後、ローテーションを調整する。

5 内 容

(1) 実施期間

令和6年5月から令和7年2月上旬まで

(2) 学習テーマ及び講師の選定

- ① 学習テーマ及び講師の選定は、別紙「講座メニュー」からの選択又は任意のテーマとする。任意のテーマを選定する場合は、学習事業としての趣旨に沿うよう、対象小・中学校、こども園等と中央公民館とで事前協議する。
- ② 講師との連絡調整は中央公民館で行うこととし、対象小・中学校、こども園等はテーマ及び講師等を別紙希望調査票に記入し、中央公民館に提出する。

6 経 費

事業に要する経費のうち、講師謝金、旅費については、予算の範囲内で中央公民館が負担する。

なお、謝金及び旅費に係る講師との調整は、中央公民館が行う。

(1) 講師謝金

講師謝金の額は、教育委員会で定める支給基準による。

(2) 旅費等

講師が市外在住である等の理由により旅費や宿泊費が発生する場合は、対象小・中学校、こども園等と中央公民館とで別途協議する。

また、旅費支給は、盛岡市と当市の往復バス運賃を目安とする。宿泊費は、前泊または後泊の1回分とする。

7 運 営

(1) 中央公民館

対象小・中学校、こども園等に情報を提供し、円滑な運営を支援する。

- ① 講師の選定等に係る情報を提供する。
- ② 講師依頼文書や礼状を送付する。
- ③ 講演資料、アンケート用紙や演題等を印刷する。
- ④ 使用機材（音響機材、パソコン、プロジェクター、スクリーン等）を準備する。
- ⑤ 学習終了後のアンケートを実施する。
- ⑥ 講師謝金等の支払手続きをする。
- ⑦ アンケートを集計し、講座の成果や課題を整理する。

(2) 対象小・中学校、こども園等

- ① 小・中学校合同での実施を希望する場合、事務局校を決定する。
- ② 中央公民館と打合せの上、内容・実施方法・日程等に係る希望調査票を作成する。
- ③ 参加者の募集や取りまとめ、当日の役割分担等を計画する。
- ④ 中央公民館が実施するアンケートの収集に協力する。
- ⑤ 実施結果について、別紙実施報告書を中央公民館に提出する。

8 そ の 他

予算配分について

事業全体で講師謝金等の予算が不足した場合は、先に希望調査票の提出があったところを優先とする。

過去 3 年間の家庭教育学級実施内容

【令和 5 年度】

	園名・校名	実施日	時間	学習内容	講師
こ・保・幼	盛こども園	7/28	10:00～11:30	親子でダンス	STUDIO LINK 刈谷 雅 氏ほか
	海の星幼稚園	1/26	10:00～11:00	3 B 体操	日本 3 B 体操協会公認指導者 熊谷 きえ子 氏 小平湯 かおる 氏
	蛸ノ浦保育園	6/24	10:00～10:45	食育講話 「『食べない』を『食べてみよう』へ」	大船渡市保健福祉部健康推進課 栄養士 熊谷 莉萌 氏
	吉浜こども園	6/29	10:10～11:00	講話「おながげんききょうしつ」	大船渡市保健福祉部子ども課 主任栄養士 刈谷 久美子 氏 大船渡ヤクルト販売株式会社 課長 木下 理映 氏
一中学区	盛小学校	12/1	14:20～15:10	今日からできる食料備蓄	防災士 新沼 真弓 氏
	猪川小学校	2/16	13:40～14:25	ゲーム・スマホの正しい利用方法	大船渡警察署生活安全課職員
	日頃市小学校	11/24	15:40～16:20	ストレッチだけがをしない身体づくり	大船渡バレエ教室 中村 愛 氏
大中学区	大船渡小学校	8/31	18:30～20:00	ペアレンタルコントロール実習	一般社団法人トナリノ社員
	大船渡北小学校				
	☆大船渡中学校				
東朋中学区	赤崎小学校	11/21	18:30～20:00	講話「個に応じた支援を必要とする子どもたちへの理解について」	気仙光陵支援学校 教諭兼指導主事 新沼 登貴子 氏
	綾里小学校				
	東朋中学校				

【令和 4 年度】

	園名・校名	実施日	時間	学習内容	講師
こ・保・幼	大船渡保育園	1/20	9:30～11:30	防災学習「親子で非常食作り」	防災士 新沼 真弓 氏
	あかさきこども園	10/5	10:00～10:50	講話「おながげんききょうしつ」	大船渡ヤクルト販売株式会社 課長 木下 理映 氏
	日頃市保育園	2/27	10:00～11:00	祖父母向け読み聞かせ教室と 移動図書館車体験	大船渡市立図書館指定管理者 株式会社図書館流通センター社員
	綾里こども園	6/25	10:30～11:45	講話「おながげんききょうしつ」	大船渡ヤクルト販売株式会社 課長 木下 理映 氏
一中学区	盛小学校	12/1	14:00～15:30	ペアレンタルコントロール実習	一般社団法人トナリノ社員
	猪川小学校	12/1	18:00～19:30	講話「発達障がいのお話」 (オンライン形式)	岩手医科大学 いわてこどもケアセンター 主任臨床心理士 三浦 光子 氏
	立根小学校	11/1	13:10～15:35	講話「メディアとの付き合い方と 家庭でのメディアルールの作り方」 実習「ペアレンタルコントロール実習」	一般社団法人トナリノ社員
	吉浜小学校	11/19	9:30～10:30	親子で学ぼうインターネット教室	ソフトバンク株式会社 磯崎 靖彦 氏

【令和 3 年度】

	園名・校名	実施日	時間	学習内容	講師
こ・保・幼	明和保育園	10/20	10:00～10:45	講話「おながげんききょうしつ」	大船渡ヤクルト販売株式会社 課長 木下 理映 氏
一中学区	盛小学校	12/7	14:00～15:30	講話「おとなが知っておきたい、 『発達障がい』のこと」 (オンライン形式)	岩手医科大学児童精神科 心理士 小川 香織 氏
	立根小学校	11/2	①13:45～14:30 ②14:35～15:20	ゲーム依存について	大船渡市教育研究所 巡回型スクールカウンセラー 千葉 崇弘 氏
	日頃市小学校	11/30	15:45～16:45	ペアレンタルコントロール実習	一般社団法人トナリノ社員
	吉浜小学校	11/13	10:30～11:30	健康づくり出前講座 「睡眠とゲーム」	岩手県大船渡保健所 上席栄養士 岩山 啓子 氏
東朋中学区	赤崎小学校	12/10	13:30～15:30	食育「『弁当の日』 ～めんどくさいは幸せへの近道～」	大船渡市国保歯科診療所 所長 熊谷 優志 氏
	綾里小学校				
	☆東朋中学校				

(☆は事務局校)

令和6年度家庭教育学級開催事業（英語スクール）「英語体験教室」実施要項

1 趣 旨

親子が共に基礎的な英語の学習や異文化交流を体験することを通じて、自己肯定感や自立心を高め、社会を生き抜く力を育むことを目的とする。また、国際化の進展に対応し、次代を担う子どもたちの国際コミュニケーション能力の育成や、国際理解の促進に資するため、本事業を実施する。

2 主 催

大船渡市（担当：協働まちづくり部中央公民館）

3 日 時

令和6年6月22日（土）

(1) 第1部（未就学児）：午前9時30分～午前10時30分

(2) 第2部（小学校1、2年生）：午前11時～正午

4 会 場

大船渡市民交流館・カメラアホール

5 対象及び定員

(1) 対象

市内在住の以下の要件に該当する子及び保護者

① 未就学児：平成30年4月2日から令和2年4月1日までに生まれた子

※保育園等におけるクラスが「年中」「年長」の園児

② 小学校1、2年生

(2) 定員 20組40人程度（各10組）

(3) その他

① 保護者同伴とする。

② 応募多数の場合は、抽選とする。

6 カリキュラムの概要

(1) 英会話、ゲームなど英語に触れる活動を行う。

(2) 未就学児と小学生の時間帯を分け、能力に応じた内容で活動を行う。

7 参加費

無料

8 持ち物

飲み物

9 周 知

広報大船渡・市ホームページに関連記事を掲載するほか、報道機関に情報提供する。併せて、市内こども園、保育園、幼稚園及び小学校への案内も行う。

10 参加申込

(1) 申込方法

電話または申込フォームで中央公民館へ申し込む。

(2) 申込締切日

6月6日（木）

※電話は、平日午前9時から午後5時までとする。

11 申込先及び問い合わせ先

協働まちづくり部中央公民館

〒022-0003 大船渡市盛町字内ノ目4番地2 カメリアホール2階

電話 0192-26-3166

申込フォーム



令和6年度青少年体験学習事業開設要項

1 趣旨

少子高齢化が進行する中、地域の次代を担う青少年育成の重要度は年々増している。

本事業においては、学校や家庭等では得ることが難しい体験を通じて、青少年の自主性と未知への好奇心を育むことで、将来世代が生きる力を身につけるきっかけづくりを目的とした講座を実施する。

2 主催

大船渡市（担当：協働まちづくり部中央公民館）

3 対象

市内在住の小中学生及び保護者

（ただし、高校生、地域住民等も、事業趣旨に適した範囲で参加可能とする。）

4 実施内容

(1) 実施期間 令和6年7月から令和6年12月

(2) 実施回数 2回程度

(3) 講座のテーマ設定

講座は、原則として次の各項要件を満たすテーマを実施する。ただし、必要に応じ、前年度に開催した講座も行うことができるものとする。

- ① 当市やその近隣地域では体験することが難しい先進的な分野や、高度な文化的素養が必要な分野の体験
- ② 成就感・達成感をもたらし、自主性・向上心を育む体験
- ③ 募集範囲は、全市的であること

5 経費

(1) 講師謝金

本市で定める支給基準により支給する。

(2) 旅費等

講師が、市外在住である等の理由により旅費や宿泊費が発生する場合は、市の旅費規程によりこれを支給する。

(3) 委託料

契約の履行確認後、債権者の請求により支払う。

(4) 参加費

参加に伴い必要となる原材料費や資料代等は、参加者の自己負担（参加費）を原則とし、徴収する。

6 運営

本事業の運営は、次のとおり実施する。

(1) 中央公民館

- ① 講座の周知活動
- ② 参加者の取りまとめ
- ③ 講座資料等配布物の準備
- ④ 使用機材（音響機材、パソコン、プロジェクター、スクリーン等）の準備
- ⑤ 参加費が発生する場合の取りまとめと支払
- ⑥ 講師謝金、旅費、委託料等の支払手続
- ⑦ アンケートの集計、成果及び課題の整理

(2) 講師

講座及び配布資料等の提供

(3) 会場

カメリアホール等市内公共施設

令和 6 年度青少年体験学習事業
「ステンドグラス制作体験教室」開催要項

1 目 的

ステンドグラス制作体験により美的な創造性を高めるとともに、学校や家庭で得難い体験を通して未知への挑戦心を養い、社会を生き抜く力を育む。

2 主 催

大船渡市（担当：協働まちづくり部中央公民館）

3 日程及び内容

日程	テーマ	内容	講師
令和 6 年 7 月 6 日（土） ①10：00～12：00 ②13：00～15：00	ステンド グラス制作 体験	オーナメント制作 （星または葉っぱ）	アトリエグラーズ 鈴木 摩耶子 氏 （助手：鈴木 道也 氏）

4 会 場

大船渡市立三陸公民館

5 対 象

市内在住の小学 4 年生～中学 3 年生及び保護者

※はんだごてを使用するため、安全性を考慮し、対象を小学 4 年生以上とする。

6 定 員

10 組（午前 5 組／午後 5 組、20 人程度）

※保護者と子どもで 1 組とする。

※人数超過の場合、抽選とする。

7 参加費

1 組 1,500 円

8 持ち物

軍手、はさみ、マスク、エプロン、汚れてもいい服装

9 周知方法

新聞等への掲載依頼や市内各小中学校、公共機関等へのポスター・チラシの配布、市の広報等を通じて P R

10 参加申込

(1) 申込方法

電話または申込フォームから中央公民館へ申し込む。

(2) 申込締切日

令和6年6月20日(木)

※電話は、平日午前9時から午後5時までとする。

11 申込先及び問い合わせ先

協働まちづくり部中央公民館

〒022-0003 大船渡市盛町字内ノ目4番地2 カメリアホール2階

電話 0192-26-3166

申込フォーム



令和6年度青少年体験学習事業

「おやこ科学教室」開催要項

1 目 的

高等教育機関と連携した科学教室の実施により、科学の面白さや不思議さに触れ、科学への探求心と未知への好奇心を育む。

2 主 催

大船渡市（担当：協働まちづくり部中央公民館）

3 日 時

令和6年9月1日（日）10:00～11:30

4 内 容

テーマ	内容	講師
おやこ科学教室 ～新旧の光を灯そう～	人間の発明の中でも「あかり」はその時代の科学技術に合わせて変化してきた道具である。 本講座では、岩手の特産物である「漆」の実を使い、最も古いあかりである「和ろうそく」の作成と、電気の登場によって生み出された「電球」をシャープペンの芯を用いて作る実験を行う。	明治大学 理工学部 准教授 ほんだ たかゆき 本多 貴之 氏

5 会 場

カメラアホール 多目的ホール

6 対 象

市内在住の小中学生及び保護者

7 定 員

20組（40人程度）

※保護者と子どもで1組とする。

※人数超過の場合、抽選とする。

8 参加費

無料

9 持 物

筆記用具、汚れてもいい服装、飲み物

10 周知方法

広報おおふなど、市ホームページ等に関連記事を掲載するほか、報道機関に情報提供する。併せて、市内小中学校への案内も行う。

11 参加申込

(1) 申込方法

電話又は申込フォームから中央公民館へ申し込む。

(2) 申込締切日

令和6年8月19日（月）

12 申込先及び問い合わせ先

協働まちづくり部中央公民館

〒022-0003 大船渡市盛町字内ノ目4番地2 カメリアホール2階

電話 0192-26-3166（平日9:00～17:00）

申込フォーム



ふるさと教育講座開設要項

1 趣 旨

若者の郷土への誇りと愛着を醸成し、将来の地域を担う人材を育成するため、郷土の歴史、文化、自然及び産業などに関する講座を開設する。

2 主 催

大船渡市(担当：協働まちづくり部中央公民館)

3 対 象

市内中学生（第一中学校、大船渡中学校、末崎中学校、東朋中学校）

4 実施年度

令和5年度から令和7年度までの3か年とし、各年度毎に各校単位で1回実施する。

5 内 容

郷土の歴史、文化、自然、産業及びその他適切と思われるものの講話。

6 会 場

市内中学校

7 実施方法

市内中学校への出前講座

8 運 営

(1) 中央公民館

対象中学校と連携し、円滑な運営を行う。

- ① 講師の選定等に係る情報を提供する。
- ② 講師依頼文書や礼状を送付する。
- ③ 講演資料、アンケート用紙や演題等を印刷する。
- ④ 講座終了後のアンケートを実施する。
- ⑤ アンケートを集計し、講座の成果や課題を整理する。

(2) 市内中学校

- ① 講師や日程等に係る希望調査票を作成する。
- ② 当日の役割分担等を計画する。
- ③ 会場やスクリーン、プロジェクター、マイクなどの設備を提供する。
- ④ 中央公民館が実施するアンケートの収集に協力する。
- ⑤ 実施結果について、別紙実施報告書を中央公民館に提出する。

令和6年度ふるさと教育講座の実施内容

1 実施方法

各中学校において、全校生徒を対象に講話を実施する。

2 内 容

産業をテーマとし、以下の4社から各校1社を選定し、講座を実施する。

さいとう製菓株式会社、太平洋セメント株式会社、株式会社アマタケ、橋爪商事株式会社

※上記4社から1社を各学校に選出してもらう。

3 内容の選定理由

令和5年度は当講座を初めて実施するため、文化、産業等の根幹である歴史を選択した。講師は、気仙歴史文化研究会会長 甘竹 勝郎氏とし、「歴史から学ぶ誇れる大船渡」と題し、実施した。産金のエピソードを中心に、気仙地方や大船渡市が日本全国や世界に多大な影響を与えた内容であった。講話実施後、次年度の内容のアンケートを行った結果、次年度も歴史講話を希望する声が最も多く、次いで、文化、自然、産業の順となった。

歴史講話が一番となった理由は、甘竹氏の卓越した話術や内容の面白さからの結果であると推察される。

アンケート結果を踏まえた上で、初年度は歴史及び文化について、大船渡市及び気仙地域の世界に誇れるものを学んだこと、歴史、文化及び自然は不変的なものであること等から、令和6年度は、大船渡市内に全国や世界に誇れる企業が存在し、また、当講座の趣旨としている「将来の地域を担う人材を育成する」ため、各企業の特徴や地域貢献への取組などを伝え、大船渡への定住や就職を促すことを目的に「産業」とした。

4 事業所選定理由

(1)さいとう製菓株式会社

主力製品である「かもめの玉子」は、モンドセレクション金メダル賞を3年連続受賞し、国内外から高い評価を受けており、売り上げ、知名度ともに高くなっている。また、東京の銘菓である「ごまたまご」は子会社で生産するなど、“消費者を笑顔にする”製品を提供しており、大船渡市を代表する企業である。

(2)太平洋セメント株式会社

世界各地に工場を有し、セメント売上高日本第4位の大企業であり、市内や

気仙地方に関連会社や下請会社が多数存在している。また、環境に配慮した事業を展開し、大船渡市や気仙地方の経済の発展のみならず、環境問題の解決に重要な役割を担っている。

(3)株式会社アマタケ

全国的に有名なサラダチキンなどの生産・販売を行っている。また、平成11年にはいち早く、すべての鶏を抗生物質、合成抗菌剤を一切使わずに育てることに成功しており、加工も“ひと手間かけて”、“おいしい、きれい”な商品を提供している。

(4)橋爪商事株式会社

建設建材や土木資材の販売を行い、特に東日本大震災からの復興では各業者へ迅速に資材搬入するなど、大きな役割を担った。また、近年は、ワンタッチ式のツイストポールや間伐材を利用した木製デリネータを開発し、ともに施工時間を大幅に短縮しているなど、大きな注目を集めている。

5 実施時期

令和5年7月から令和6年2月までの間とする。

各学校の実施日及び開催時間については、各学校から第3希望までを確認し、決定する。

6 その他

講座終了後、生徒及び教員へアンケートを実施し、その結果を踏まえ、次年度の内容を検討することとする。

内容については、文化、自然、産業及びその他適切と思われるものから検討する。

令和6年度ふるさと教育講座に係るスケジュール

- 1 4月8日 校長会議にて、ふるさと教育講座の概要を説明する。
- 2 4月中旬～4月下旬 各学校へ事業内容の説明のため訪問する。
- 3 5月下旬～6月上旬 実施日確認後、講師と協議し、実施日を決定する。
- 4 6月下旬～7月上旬 各学校へ実施日決定の通知をする。
- 5 7月下旬以降 講座を実施する。講座終了後、生徒及び教員へアンケートを実施し、翌年度以降の実施内容の参考とする。

大船渡市スクールガード配置事業実施要項

令和4年4月5日

大船渡市協働まちづくり部長決裁

1 目的

登下校時の児童生徒の安全を確保するためのスクールガードに地域住民が参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる意識の向上を図るものである。

2 財源

岩手県事業「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」

3 任期

原則として、毎年度4月から3月までとする。

ただし、実施状況により変更する場合がある。

4 スクールガードの種類

配置するスクールガードの種類は、次のとおりとする。

- (1) スクールバス搭乗型（スクールバスに同乗し、登下校時の安全管理を行う）
- (2) 通学路巡回型（登下校時に通学路を車両で巡回し、安全を監視する）
- (3) 引率型（集団で登下校する児童・生徒に同行、または定点での安全を監視する）

5 配置の要件

配置希望人数は問わないが、予算の範囲内で調整することがある。

- (1) 活動日は、月曜日から金曜日とする。（夏期休業、冬期休業を除く）
- (2) 活動時間は、各校が指定するものとする。ただし、1人当たり1日3時間を超えないこととする。
- (3) 通学路巡回型は、原則として2人1組で乗車し、通学路を巡回するものとする。
なお、巡回に用いる車両はスクールガードが手配する。
- (4) スクールガードに活動実績に応じ、1時間当たり740円の謝金を支払うものとする。ただし、月の合計活動時間の内、1時間に満たない分は15分当たり185円とし、15分間未満は切捨てとする。

なお、謝金には次の経費を含むものとする。

- ① スクールバス搭乗型の市内旅費
- ② 通学路巡回型の車両経費

6 配置校の役割

スクールガードの配置校は、次の役割を担うものとする。

- (1) 地域住民からスクールガードの候補者を選定し、協働まちづくり部生涯学習課に報告する。

- (2) スクールガードの活動実績を確認し押印、コピーを学校で保存し、原本を生涯学習課に提出する。
- (3) スクールガード、教職員及び生涯学習課との連絡調整を行う。

7 その他

配置するスクールガードは、損害保険に加入することとする。

なお、保険の手続き事務については、協働まちづくり部生涯学習課で行う。

大船渡市学校支援事業実施要項

令和4年4月5日

大船渡市協働まちづくり部長決裁

1 目的

学校、家庭及び地域住民相互の連携・協働を推進するため、地域コーディネーター等を配置し、学校支援活動の推進を図る。

(1) 学校教育の向上

① 地域の大人が学校の教育活動に関わり、多様な体験、経験の機会が増えることで、子どもたちの規範意識やふるさとへの帰属意識、コミュニケーション能力の向上を図る。

② 多くの大人が学校教育活動に関わることで、より幅広い教育機会の提供を図る。

③ 地域住民の協力を得ることで、学校教育活動のさらなる充実を図る。

(2) 読書活動の推進

地域住民の支援により、児童生徒の読書活動の推進を図る。

2 財源

岩手県事業「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」

3 事業の内容

地域コーディネーターを配置し、地域ボランティアによる学校支援を実施する。

4 実施期間

原則として、毎年度4月から3月までとする。

ただし、実施状況により変更する場合がある。

5 地域コーディネーターの役割

(1) 業務

① 学校と地域の連絡調整

- ・学校のニーズにより、地域ボランティアの調整を行う。

② 活動の企画・調整・周知

- ・地域ボランティアの情報収集、活動内容の調整、活動の様子を広く地域に周知する。
- ・地域ボランティアの関連情報や研修会等の学ぶ機会の情報を提供する。

③ 活動日報を作成し、担当校に提出する。

(2) 地域ボランティアの具体的な活動事例

- ① 授業補助（調理実習、ミシン等家庭科、技術工作等）
- ② 部活動の支援（部活動の指導補助等）
- ③ 環境整備（図書室、校庭など校内環境整備）
- ④ 学校行事支援（会場設営、運営の補助等）

※ ただし、学校により必要とされる活動が異なるため、この活動に限定されるものではない。

6 学校の役割

(1) 出勤簿、活動日報の管理

活動内容を確認し押印、コピーを学校で保存し、原本を生涯学習課に提出する。

(2) 地域コーディネーター、教職員及び協働まちづくり部生涯学習課との連絡調整を行う。

7 経費

(1) 謝金

地域コーディネーターの活動に対し、1時間当たり900円を支給する。ただし、月の合計活動時間の内、1時間に満たない分は15分当たり225円とし、15分間未満は切捨てとする。

地域ボランティアの活動に対し、1時間あたり740円を支給する。ただし、月の合計活動時間の内、1時間に満たない分は15分当たり185円とし、15分間未満は切捨てとする。

(2) 旅費

通常の活動における旅費は、支給しない。

8 その他

配置する地域コーディネーター及び地域ボランティアは、損害保険に加入することとする。

なお、保険の手続き事務については、協働まちづくり部生涯学習課で行う。

令和6年度スクールガード配置事業及び学校支援事業実施状況

【令和6年6月30日現在】

1 令和6年度スクールガード配置事業実施状況

(1) スクールガード：10校に36人配置

- ① 引率型：盛小、大船渡小、末崎小、大船渡北小、綾里小、吉浜小
- ② 通学路巡回型：赤崎小、猪川小、立根小、日頃市小
- ③ スクールバス添乗型：赤崎小

	配置校数	活動人数	活動日数	合計活動時間	月平均活動時間
4月	10校	36人	1～18日	516時間00分	14時間20分／人
5月	10校	36人	3～21日	648時間15分	18時間00分／人
計				1,164時間15分	

2 令和6年度学校支援事業実施状況

(1) 地域コーディネーター：12校と生涯学習課に10人配置

配置校：盛小、大船渡小、末崎小、赤崎小、猪川小、立根小、日頃市小、大船渡北小、綾里小、越喜来小、吉浜小、東朋中

※ 複数校兼務するコーディネーターがいるため、総数と異なる。

【配置校】

	配置校数	活動人数	活動日数	合計活動時間	月平均活動時間
4月	12校	2人	1～3日	2時間45分	1時間22分／人
5月	12校	5人	1～4日	13時間45分	2時間45分／人
計				16時間30分	

【生涯学習課】

	配置人数	活動人数	活動日数	合計活動時間	月平均活動時間
4月	1人	0人	0日	0時間00分	0時間00分／人
5月	1人	1人	2日	2時間00分	2時間00分／人
計				2時間00分	

(2) 地域ボランティア：18人

① 図書支援活動地域ボランティア：14校に16人配置

配置校：盛小、大船渡小、赤崎小、猪川小、立根小、日頃市小、大船渡北小、綾里小、越喜来小、吉浜小、第一中、大船渡中、末崎中、東朋中

※ 複数校兼務するボランティアがいるため、総数と異なる。

	配置校数	活動人数	活動日数	合計活動時間	月平均活動時間
4月	14校	12人	2～16日	292時間00分	24時間20分／人
5月	14校	14人	2～13日	353時間00分	25時間12分／人
計				645時間00分	

② 金管指導地域ボランティア：盛小に2人配置

	配置校数	活動人数	活動日数	合計活動時間	月平均活動時間
4月	1校	1人	1日	0時間45分	0時間45分／人
5月	1校	2人	5日	7時間30分	3時間45分／人
計				8時間15分	

令和6年度学校支援事業

スクールガード、地域コーディネーター及び地域ボランティア配置状況一覧

(単位：人)

学校名	スクール ガード		地 域 コ ー デ ィ ネ ー タ ー		地域ボランティア				備考
					図書支援活動		金管指導		
	R 6	前年 度比	R 6	前年 度比	R 6	前年 度比	R 6	前年 度比	
盛小学校	4	－	1	－	2	1	2	－	SG 1 人謝金辞退 金管 B 2 人謝金辞退
大船渡小学校	4	－	1	－	2	－	0	－	
末崎小学校	1	△ 2	1	－	0	－	0	－	
赤崎小学校	2	－	1	－	2	－	0	－	
猪川小学校	1	－	1	1	4	－	0	－	
立根小学校	2	－	1	－	2	－	0	－	
日頃市小学校	3	－	1	－	2	－	0	－	
大船渡北小学校	4	△ 1	1	－	4	－	0	－	
綾里小学校	3	－	1	－	3	－	0	－	
越喜来小学校	0	－	1	－	2	－	0	－	
吉浜小学校	12	2	1	－	1	－	0	－	SG 4 人謝金辞退
第一中学校	0	－	0	－	3	△ 1	0	－	
大船渡中学校	0	△ 3	0	－	4	－	0	－	10 月から、SG 3 人配 置予定
末崎中学校	0	－	0	－	3	－	0	－	
東朋中学校	0	－	1	－	2	－	0	－	
生涯学習課			1	－					
合 計	36	△ 4	13	1	36	－	2	－	

※ 地域コーディネーター及び図書支援活動地域ボランティアは、複数校掛け持ちの方もいるため、延べ人数となります。

※ 地域コーディネーター登録人数：10人

※ 図書支援活動ボランティア登録人数：16人

大船渡市学校運営協議会規則

大船渡市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、大船渡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域の住民、児童生徒の保護者等（以下「地域住民等」という。）と学校との信頼関係を深め、連携を強化することにより学校運営の改善及び児童生徒の健全育成を図ることを目的とする。

(協議会の設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置く。

(基本的な方針の承認)

第4条 協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校運営方針に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) その他校長が必要と認める事項に関すること。

(意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項に関して、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の教職員の任用に関する事項について、教育委員会を経由し、岩手県教育委員会に対して意見を述べるができる。ただし、個人を特定した意見でないものであって、学校運営の基本方針の実現に資するもの又は学校の教育上の課題を踏まえた建設的なものに限るものとする。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は岩手県教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(情報発信)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果についての情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域住民等の理解を深めること。
- (2) 対象学校と地域住民等との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の委嘱等)

第8条 協議会の委員は一つの対象学校につき15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 対象学校の通学区域の住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長その他の教職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の委嘱又は任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、速やかに新たな委員を委嘱又は任命することができる。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬の額及び支給方法については、予算の範囲内で別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。ただし、対象学校の校長その他の教職員は、会長となることはできない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。ただし、会長が指名される前に招集する会議は、対象学校の校長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者（次項において「傍聴人」という。）は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、委員に対して必要な研修等を行うものとする。

(指導及び助言)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じる恐れがあると認められる場合は、当該協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

3 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 第9条の規定に反した場合

(3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。